

国港海第305号

令和4年3月31日

各都道府県知事 殿

国土交通省港湾局長

(公 印 省 略)

「港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領」の
一部改正について

標記について、港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月15日
付け港災第783号）を別添のとおり改正し、令和4年4月1日から適用することとし
たので、通知します。

なお、貴管内の関係市町村等（国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者であ
る政令指定都市及び一部事務組合を除く。港務局を含む。）に対しては、貴職から周
知方お願いします。

(別 添)

○港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月15日港災第783号）の一部を次のとおり改正する。

第一二の中「三〇〇万円未満」を「一、〇〇〇万円未満」に改める。

○港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和四十年九月十五日 港災第七百八十三号）（妙）

港 湾 局 長

最終改正…平成二八年三月二十八日 国港海第二百三十一号

改 正 案	現 行
<p>第一〇一（略）</p> <p>第二一 机上査定</p> <p>査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が一、〇〇〇万円未満の箇所、又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において、机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により、被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。なお、申請額が一、〇〇〇万円未満の箇所については、写真等で被災状況の把握が特に困難な場合を除き、積極的に机上査定の活用を図るものとする。</p> <p>第十三 災害関連事業</p> <p>（略）</p> <p>附記（令和四年三月二十五日国港海第三〇四号）</p> <p>当該査定要領の改正は、令和四年四月一日から適用する。</p>	<p>第一〇一（略）</p> <p>第二一 机上査定</p> <p>査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が三〇〇万円未満の箇所、又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において、机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により、被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。なお、申請額が三〇〇万円未満の箇所については、写真等で被災状況の把握が特に困難な場合を除き、積極的に机上査定の活用を図るものとする。</p> <p>第十三 災害関連事業</p> <p>（略）</p> <p>附記（平成二八年三月二十八日国港海第二三十一号）</p> <p>当該査定要領の改正は、平成二八年四月一日から適用する。</p>

港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領

昭和四十年九月十五日
港 災 第 七 八 三 号

港湾局長

第一 趣旨

国土交通省所管の港湾施設及び海岸（港湾に係るもの。）の公共土木施設について、地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業の査定等については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二六年法律第九七号。以下「法」という。）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二六年政令第一〇七号。以下「令」という。）及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成一二年運輸・建設省令第十四号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第二 災害復旧事業の範囲

1 災害原因の調査

災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 波浪等については、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的關係
- (2) 暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
- (3) 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等
- (4) 降雨については、最大二四時間雨量、連続雨量及び時間的変化並びに地域的分布状況
- (5) 融雪については、前記(3)及び(4)に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流氷、なだれ等
- (6) 地すべりについては、地すべりの地域及びその地質、すべり面の位置並びに地盤の移動状況
- (7) 地震については、震度、震源地等

2 採択の範囲

- (1) 波浪（うねり又は津波を含む。）、高潮、暴風、洪水、降雨、融雪、地すべり及び地震等の異常な天然現象による災害は、国庫負担の対象となる災害復旧事業として採択できるが、次の条件に該当するものは原則として採択できないものとする。

イ 最大風速十五メートル未満の風により発生した災害

ロ 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波による災害で、被災の程度が比較的軽微と認められるもの

ハ 最大二十四時間雨量八十ミリメートル未満の降雨により発生した災害
ただし、次の場合を除くものとする。

- (イ) 時間雨量又は連続雨量が特に大である場合

- (ロ) 河川沿いの港湾施設にあつては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の五割程度の水位）以上の出水による場合
 - (ハ) 河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適當な場合における当該警戒水位以下の出水による場合
 - (ニ) 比較的長期間にわたる融雪出水等による場合
- (2) 災害復旧事業の対象となる港湾施設は、港湾法（昭和二五年法律第二一八号）の規定に基づく水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設若しくは同法第五十五条の三の二第一項に定める港湾広域防災施設又は直轄災害復旧事業に限っては同法第五十二条第一項第一号に規定する荷さばき地若しくは港湾施設用地（北海道及び沖縄に存する施設に限る。）とし、海岸は、港湾区域内の海岸法（昭和三一年法律第一〇一号）の規定に基づいて海岸保全区域として指定された区域内の国土を保全するために防護することを必要とする海岸、又はこれに設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設並びにその他の海岸、又は河岸とする。

3 適用除外

- (1) 法第六条第一項第三号に規定する「維持工事とみるべきもの」とは、次に掲げる工事に該当するものをいう。
- イ 石積み、又は石張りの破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事
 - ロ 防波堤又は護岸等の軽微な破損を補修するのみの工事
 - ハ 防波堤又は護岸等の石積みの少量の欠脱を補充するのみの工事
 - ニ 防波堤又は護岸等の堤体に直接影響のない程度の海岸地盤又は河床の低下に対する根固め、床止め及び突堤のみの工事（査定要領取扱第四の1）
 - ホ 防波堤、護岸等の少量の捨石又は方塊等を補充するのみの工事
 - ヘ 堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事
 - ト その他前各号に掲げるものに類する工事
- (2) 法第六条第一項第四号に規定する「明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの」については、異常な天然現象の程度、当該施設の築造後の経過年数及び被災施設の原形等を検討のうえ、慎重に決定するものとする。特に工事しゅん功後一年以内に被災した場合の施設に係る災害復旧事業については、その原因をよく調査検討のうえ採否を決定すること。
- なお、成功認定、中間検査等及び会計検査院又は総務省等における検査又は監察等の結果、工事の出来高が不足しているもの又は工事の施工が粗漏で復旧の目的を達していないものとして指摘され、これらについて国土交通大臣が手直し又は補強工事を命じた箇所当該工事が未完了であることに基因して被災を受けたと認められる場合においては採択しないものとする。
- (3) 法第六条第一項第五号に規定する「甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害」とは次に掲げるものをいう。
- イ 木柵工、木わく工、木造栈橋、木造浮栈橋及び防舷材等の腐朽によりこれらの施設に生じた災害

- ロ 堤防、護岸等に耕作を行い又は構造物を設置したことにより、これらの施設に生じた災害
- ハ 岸壁、護岸等の前面をしゅんせつしたことによりこれらの施設に生じた災害
- ニ 水門、ひ門等、河川等に設けられた施設の操作、その他の管理の甚だしい不良により、当該施設に生じた災害
- ホ その他前各号に掲げるものに類する災害

(4) 前災が法第六条第一項第一号に該当する場合、(以下「失格」という。)又は「異常な天然現象によらない」若しくは「維持工事である」という理由により欠格となつた場合で、当該箇所に係る災害復旧工事の未着手のものについて新たな災害が生じたときは、次のイ又はロに掲げる場合を除き法第六条第一項第五号に規定する「甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたもの」に該当するものとして採択しないものとする。

イ 失格又は欠格となつた後復旧するために必要な手続きをとる時間的余裕がない場合に新たに災害が発生した場合

ロ 復旧していたとしても被災したであろうと明らかに認められる程度の大災害が発生した場合

(5) 法第六条第一項第六号に規定する「港湾の埋そくに係る」災害復旧事業で「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、次に掲げるものをいう。

イ 航路、泊地が埋そくし、船舶の航行及び係留に重大な支障を及ぼす場合の当該埋そくに係る工事
(査定要領取扱第一の1)

ロ 河口が埋そくし、上流部の水位が上昇したため背後地に浸水し、人家、公共施設、農耕地等にじんな被害を与えた場合、渡船等運行が不能となつた場合又はそのおそれが大きい場合の当該埋そくに係る工事

ハ 車等の交通に著しい妨げのある臨港道路上の崩土のたい積に係る工事

この場合、「交通に著しい妨げのある」とは、車等の交通の可能な部分が原則として幅員三メートル未満又は幅員の六割未満の場合をいう。

ニ その他前各号に掲げるものに類する工事

(6) 法第六条第一項第七号に規定する「天然の河岸及び海岸の欠壊に係る」災害復旧事業で「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、天然の海岸又は河岸が欠壊したために、人家、公共施設等が倒壊、流出した場合又はそのおそれが大きい場合における当該欠壊に係る工事をいう。(査定要領取扱第一の2)

(7) 法第六条第一項第八号に規定する「災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの」とは、災害復旧事業以外の事業の着工の日からしゅん功検査の完了日(しゅん功検査が遅れている場合においては、書類、写真等によつてその工事がしゅん功した事実を確認することができる日)までの間に生じた災害に係るものをいう。

(8) 法第六条第一項第九号に規定する「直高一メートル未満の小堤」とは、堤外地にあつては河床から天端までの高さ及び堤内地にあつては地盤から天端までの高さがいずれも一メートル未満のものをいう。

この場合、「直高一メートル未満の小堤」の直高については被災箇所の局部的直高のほか、その前後の堤防の直高をも考慮すること。(査定要領取扱第一の3)

4 他の事業の計画区域内の災害

災害復旧事業以外の事業（以下「他の事業」という。）の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、次に定める基準によるものとする。（査定要領取扱第一の4）

- (1) 在来施設が被災した場合においては、必要最小限度の工法により採択すること。
- (2) 他の事業によりしゅん功し、かつ、独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該地の事業によりしゅん功した完成断面を対象として採択すること。（参考例図4参照）

第三 災害復旧事業の採択基準

1 原形復旧

- (1) 法第二条第二項に規定する「原形に復旧すること」とは、次の(2)に掲げる場合を除き、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。
- (2) 法第二条第二項括弧内に規定する「原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること」とは、当該施設の従前の効用を復旧するため、被災前の位置に次に掲げる工事を施行することをいう。

イ 原形の判定が可能な場合

- (イ) 港湾施設又は海岸が被災し、てい線の移動、河床の変動、その他地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、法長又は延長の増加、根継ぎ、陥没した沈下量のかさ上げ、基礎工法の変更等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事若しくは根固工、水制工、消波工、床止工、突堤工、排水工等を設けて施行する工事
- (ロ) 天然の海岸又は河岸が欠壊した場合において、堤防、護岸、防砂堤等を設けて施行する工事
- (ハ) てい線又は河床の変動によつて岩盤が出て杭打ちが不能となつた場合において、杭打ちにかえて施行する工事
- (ニ) その他前各号に掲げるものに類する工事

ロ 原形の判定が不可能な場合

被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

2 原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合

法第二条第三項に規定する「原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設をすること」とは、次に掲げる工事を施行することをいう。

- (1) 原形に復旧することが著しく困難な場合

イ 港湾施設又は海岸が被災し、てい線の移動、河床の変動、その他地形地盤の変動のため又はその被災施設の除去が困難なため若しくは施行上その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置、若しくは法線を変更して施行する工事、又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し、又は材質を改良して施行する工事若しくは根固工、水制工、消波工、床止工、突堤工、排水工等を設けて施行する工事

ロ その他前号に掲げるものに類する工事

(2) 原形に復旧することが著しく不適当な場合

イ 港湾施設又は海岸が被災し、てい線の移動、河床の変動、その他地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置、若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し、又は材質を改良して施行する工事若しくは根固工、水制工、消波工、床止工、突堤工、排水工等を設けて施行する工事

ただし、水深が深い箇所若しくは地盤が岩盤等のため地形地盤に変動がない場合においても、港湾の機能に著しい影響を及ぼす重要な基本施設（防波堤及び岸壁（突堤兼用を含む。））が直接波浪等により被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合は、当該施設の従前の効用を復旧するため形状若しくは寸法を変更し、又は材質を改良して施行することができる。（査定要領取扱第一の5）

ロ 港湾施設又は海岸が、地すべり、崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、当該施設の近傍に砂止工等を設けて施行する工事

この場合における砂止工等の天端高は、設置位置より埋そく又は埋没土砂等を流出せしめないために必要な最小限度の高さとする。（査定要領取扱第一の6）

ハ 港湾施設又は海岸が被災し、その被災箇所が新たに海岸の波浪の取れん部若しくは河川の水衝部になったため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪、洪水等を対象として施行する必要最小限度の工事

ニ 港湾施設又は海岸が被災し、その被災箇所が新たに海岸の波浪の取れん部若しくは河川の水衝部でなくなり、かつ、再び海岸の波浪の取れん部若しくは河川の水衝部となるおそれがないため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

ホ 港湾施設又は海岸が被災し、その被災箇所の背後地に集落地、主要交通幹線路等があるため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪、洪水等を対象として施行する必要最小限度の工事

ヘ 港湾施設又は海岸が被災し、その被災施設に係る改修工事が近く施行されることが明らかであること等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

ト 港湾施設又は海岸が広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激じんであり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪、洪水等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事

この場合において、「広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激じん」とは、港湾施設又は海岸の欠壊区間（有堤部にあつては、平均水面（法尻が平均水面以上にある構造物にあつては法尻）から天端まで、無堤部にあつては有堤部に準じた部分が原則としてすべて欠壊した区間）の延長が未災区域を含めた一定計画で復旧する区間の延長の八割程度以上ある場合をいう。（査定要領取扱第一の7）

チ 港湾施設又は海岸が越波又は越水のため被災し原形に復旧することが著しく不適当な場合にお

- いて、当該災害を与えた高潮、波浪、洪水等を対象として水たたき工、胸壁工、被覆工又は消波工等を施行する必要最小限度の工事（査定要領取扱第一の8）
- リ 棧橋又は浮棧橋の木造部分が被災した場合で、当該被災部分を原形に復旧することが著しく不適當な場合当該被災施設を永久構造として施行する工事
- この場合、「当該被災部分を原形に復旧することが著しく不適當な場合」とは、棧橋にあつては当該木造部分の延長の二分の一以上が被災した場合及び浮棧橋にあつては、被災の程度が著しく、補修又は補強して復旧したのみでは復旧効果が充分でない場合をいい、当該施設が侵入波等波浪の影響を著しく受ける場合又は、貨客輸送上重要な施設で公共性の大きな場合に限る。また、「当該被災施設を永久構造として施行する」とは棧橋にあつては当該被災部分、浮棧橋にあつては被災浮棧橋を永久構造として施行することをいう。（査定要領取扱第一の9）
- ヌ 港湾施設又は海岸が被災し、その被災施設に接続する一連の施設の位置、規模、構造等を勘案して、当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において、当該接続施設の位置、規模、構造等に合わせて施行する工事（査定要領取扱第一の10）
- ル その他前各号に掲げるものに類する工事

第四 災害復旧事業費目等の範囲

1 事業費目の内容

(1) 規則別記様式第三の設計書に計上する工事費の各費目の内容は、次に定めるところによる。

イ 本工事費

本工事費は、事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、土地の借料及び船舶・機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の運搬費（船舶及び機械器具費に計上されるものを除く。）並びに事業主体が負担する労務者保険料（労働者災害補償保険料、失業保険料、厚生年金保険料、健康保険料等）とする。ただし、請負施行の場合にあつてはこれらの費用（事業主体が負担する労務者保険料を除く。）のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費及び一般管理費等を含むものとする。

ロ 附帯工事費

附帯工事費は、事業主体が直接施行する場合においては、本工事によつて必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する費用うち前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とし、当該附帯工事を他の施設の管理者に施行せしめる場合の経費は当該附帯工事の工事費（測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費並びに工事雑費相当額を含む。）及び事務費の総額とする。

ハ 測量及び試験費

測量及び試験費は、工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。

ニ 用地費及び補償費

用地費及び補償費は、工事を施行のために必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によつて

損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金にかえて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。

ホ 船舶及び機械器具費

船舶及び機械器具費は、工事の施行に直接必要な船舶及び機械器具、車両（乗用車を除く。）等の購入、借料、据付、撤去、修理、製作、及び船舶保険料等並びにこれらに係る運搬に要する費用とする。

ヘ 営繕費

営繕費は、工事を施行するために必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料とする。

ト 工事雑費

工事雑費は、工事の現場事務に必要な備品費、修繕費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、筆耕翻訳料、手数料、広告料、使用料、賃借料、委託料、報酬、報償及び工程に関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る事業主負担の労務者保険料等とする。

(2) 事務費

令第四条第一項に規定する事務費は、事業を施行するために必要な職員の給与（退職手当を除く。）旅費及び庁費（備品費、修繕費、消耗品費、賃金、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、筆耕翻訳料、手数料、使用料及び賃借料、委託料、食糧費等）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る事業主負担の労務者保険料等とする。（工事費に属するものを除く。）とする。

2 工事雑費

工事雑費は次に該当する工事費（工事雑費を除く。以下この項において「工事費」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

- (1) 直営施行に係る工事費 一、〇〇〇分の四〇
- (2) 請負施行に係る工事費 一、〇〇〇分の十五

第五 応急工事

1 応急工事費の範囲

令第四条第二項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」の範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 次に掲げる工事（以下「応急仮工事」という。）に要する費用（査定要領取扱第二の1の(1)、同第二の2の(2)）

イ 臨海道路が被災して車等の交通に著しく支障を及ぼし、これらの復旧に長期間を要し、かつ適当な回路がないため民生安定上緊急に施行しなければならない仮道工事。

この場合「適当な回路」の有無は、う回距離、幅員、耐荷重路面状態、交通量等を勘案して判

定し、「民生安定上」とは、食糧及び物資の輸送又は復旧資材の運搬等のため早急に交通路を確保することをいう。(査定要領取扱第二の1の(2))

ロ 港湾施設又は海岸が被災して、通常の状態における海水又は流水が浸入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地にじん大な被害を与えているため、又はそのおそれが大きいため緊急に施行しなければならない仮締切工事(査定要領取扱第四の2)

ハ 港湾施設又は海岸が被災して次期波浪等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地にじん大な被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事

ニ 被災した栈橋、浮栈橋等が唯一の貨客連絡施設であつて、これを緊急に復旧しなければ港湾としてその機能を完全に喪失するか又は産業上重大な支障を及ぼす場合において、緊急に施行しなければならない仮栈橋工事

ホ 被災した岸壁又は物揚場等が唯一のものであつてこれを緊急に施行しなければ産業上重大な支障を及ぼす場合において、緊急に施行しなければならない仮荷役施設工事

ヘ 泊地又は航路が埋そくし船舶の出入不能となつた場合、当該船舶が出入するために、緊急に施行しなければならない仮航路掘削またはしゅんせつ工事

ト 港湾広域防災施設であつて、広域災害応急対策を実施するために緊急に施行しなければならない施設の復旧工事

チ 被災した荷さばき地又は港湾施設用地を緊急に施行しなければ産業上重大な支障を及ぼす場合において、緊急に施行しなければならない仮復旧工事

(2) 前記(1)に掲げるもののほか法第七条の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となるものに要した費用

2 応急工事費の取扱

(1) 応急工事として取扱う場合は事前に工法等について打合せがなされたものであつて、査定時において証拠書類等により被災の状況及び工事のしゅん功並びに工事費の精算が確認できる場合とするものとする。

ただし、応急仮工事はやむを得ない場合は事前打合せを要しない。

(2) 前記1に掲げる費用は次のとおりとする。

実施設計額(前記1以外のものを含む)・・ A

実施設計額の精算額・・ B

実施設計額のうち前記1に該当する部分の設計額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C

Cの精算額 $C \times B / A$ ・・ X

Cの設計単価及び歩掛のうち令第六条第二項の規定により国土交通大臣の同意を得た設計単価及び歩掛に更正して算出した設計額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ D

Dの精算額 $D \times B / A$ ・・ Y

$Y \leq X$ の場合 Yを応急工事費とする。

$Y > X$ の場合 Xを応急工事費とする。

(内未成額又は内転属額)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・C

4 災害復旧工事と他の災害復旧工事又は災害復旧工事以外の工事（以下（他の工事）という。）を合併して施行中に手戻りを生じた場合における災害復旧工事の出来高の算出方法は次のとおりとする。

(1) 単年度施行の場合

合併設計額 A

合併設計額のうち災害復旧工事の工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・B

合併設計額のうち他の工事の工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・C

合併設計額に対する請負額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・D

合併設計額に対する出来高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・E

○災害復旧工事の出来高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ $F = E \times B / A \times D / A$

(2) 施行が二箇年度以上にわたる場合

災害復旧工事の工事費のうち前年度までの出来高・・・・・・・・・・・・・・・・・・G

当該年度実施設計額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・H

当該年度実施設計額のうち災害復旧工事の工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・I

当該年度実施設計額に対する請負額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・J

当該年度実施設計額に対する出来高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・K

○災害復旧工事の出来高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ $L = G + K \times I / H \times J / H$

第七 他省他局と関係のある施設に係る災害

港湾区域と他の管理者が管理する区域と重複する区域に被災箇所がある場合は、二重査定を防止するために次のように取扱うものとする。

1 港湾施設

(1) 前記第二の2の(2)に掲げる施設のうち、他の管理者と共管になっていることが明らかな施設（河川、道路等）に係る災害復旧事業は、港湾施設としての効用が大きいと認められる場合には、港湾施設の災害復旧事業として採択するものとする。なお、採択にあたっては、当該施設に係る災害復旧事業の申請について管理者間において協議調整させ、協議が整ったものについては当該管理者の証明書を提出させ、それを確認のうえ採択することとし、協議の整わないものについては、その経過証明を付して申請せしめ保留として本省において決定するものとする。

(2) 漁港指定以前に国土交通省が採択している施設に係る災害で未完成のものについては国土交通省所管とする。

2 海岸保全施設

(1) 海岸保全施設が、道路、水門、物揚場、その他の施設または工作物の効用を兼ねるものに係る災害にあつては、海岸法第十五条の規定によることとする。なおこれが採択にあたっては前記1の(1)の後段の例によるものとする。

- (2) 二重管理となっている区域内の施設（海岸法第四十条第一項第二号、第三号及び第四号に定められた区域で同項第一号の区域と重複する区域内にある施設）については前記1の(1)の後段の例によるものとする。

第八 協議設計工事

災害復旧事業の採択にあたり当該復旧事業の採択については疑義はないが、次に該当する場合には協議設計工事とするものとする。なお、協議設計工事は当該事業の実施までに本省と協議するものとする。

- 1 決定工法以外に更に他の工法を検討する必要がある場合
- 2 他の計画と特に関連があると認められる場合
- 3 工事着手前に地質調査、破壊された施設の状況調査等の必要があると認められる場合

第九 保留工事

災害復旧事業の査定にあたり、当該災害復旧事業が、次に該当する場合は保留工事とし、帰庁後検討の上決定するものとする。

- 1 一箇所の工事費が四〇、〇〇〇万円以上となった場合
- 2 災害復旧事業としての採否の判定困難なため又は大幅に工費の増額が予想されるため、更に検討を加える必要があると考えられる場合
- 3 他の施設の関係管理者と協議を要する場合

第一〇 失格又は欠格理由

失格又は欠格した場合には、規則別記様式第三の設計書の鏡に次の表に掲げる理由に対応する名称を明記するものとする。

番号	失格及び結核理由の名称	理由
1	失 格	法第六条第一項第一号によるもの
2	被災の事実なし	被災の事実が全然認められないもの又は当該施設が存在しないもの
3	異常な天然現象によらない	法第二条第一項に該当しないと認められるもの
4	過 年 災 害	被災の事実はあるが当年災害によらないもの
5	前 災 処 理	前災の決定金額又は剰余金で処理すべきもの
6	別 途 施 行 済	別途施行済の工事により復旧の目的を達したものと認められるもの
7	重 複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
8	対 象 外 施 設	法第三条に該当しない施設に係るもの

9	所管外施設	農林水産省が所管する施設に係るもの及び国土交通省が所管する施設のうち港湾施設及び海岸（港湾に係るもの。）以外に係るもの
10	被害少	被害きん少にして機能残存し直ちに増破等により機能喪失のおそれがないと認められるもの
11	経済効果少	法第六条第一項第二号によるもの
12	維持工事	法第六条第一項第三号によるもの
13	設計不備	法第六条第一項第四号によるもの
14	施行粗漏	法第六条第一項第四号によるもの
15	維持管理不良	法第六条第一項第五号によるもの
16	埋そく	法第六条第一項第六号によるもの
17	天然海岸	法第六条第一項第七号によるもの
18	工事中災害	法第六条第一項第八号によるもの
19	小規模施設	法第六条第一項第九号によるもの

第一一 緊急順位

法第八条の二に基づく、緊急なものとして復旧を要する施設の施行は、次の表によって行うものとする。

港湾関係公共土木施設災害復旧緊急順位表

順位種別	外郭施設	水域施設	係留施設	臨港交通施設	廃棄物埋立護岸
A	<ul style="list-style-type: none"> ○主要防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤等が大破し、著しい被害を与えているもの。 ○臨港道路又は、その他の港湾施設等を保護する重要な護岸の決壊で港湾機能に重大な支障を与えるもの。 ○港湾区域内の海岸又は河岸の決壊で港湾機能保持上並びに民生安定上重大な影響を与えているもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○船舶又は泊地が埋そくし船舶の航行、係留に重大な支障を与えているもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○岸壁、物揚場、栈橋、船揚場等が大破し、船舶の係留、荷役、曳揚に重大な支障を与えているもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨港鉄道、道路が大破し、輸送及び交通が不可能なもの。 ○橋梁、運河が大破し船舶の航行が不可能なもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物埋立護岸の欠壊で、廃棄物の埋立て又は港湾機能に重大な支障を与えるもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> ○防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤等の部分的な破壊で、港湾機能に重大な支障を与え又は与えるおそれのあるもの。 ○港湾区域内の重要な護岸、海岸又は河岸の欠壊で放置すれば港湾機能保持上並びに民生安定上重体な影響を与えるおそれのあるもの。 ○増破のおそれ顕著で重要工作物に危険を及ぼすもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○航路又は泊地の一部が埋そくし船舶の航行、係留に重大な支障を与えているもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○岸壁、物揚場、栈橋、船揚場等が部分的な破壊で船舶の係留、荷役、曳揚に重大な支障を与え、又は与えるおそれのあるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨港鉄道が破壊し、交通が困難なもの。 ○橋梁、運河が破壊し、船舶の航行が困難なもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物埋立護岸の欠壊で放置すれば、廃棄物の埋立て又は港湾機能に重大な支障を与えるおそれのあるもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> ○局部的な破壊で放置すれば増破し重大な支障を与えるおそれのあるもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ○局部的な破壊で放置すれば増破し重大な支障を与えるおそれのあるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨港道路が破壊し、その交通は困難ではないが増破のおそれ顕著なもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○局部的な破壊で放置すれば増破し重大な支障を与えるおそれのあるもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> ○局部的な破壊で放置しても増破のおそれが少く、又重大な支障を与えるおそれのないもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ○局部的な破壊で放置しても増破のおそれが少く、又重大な支障を与えるおそれのないもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○局部的な破壊で放置しても増破のおそれが少く、又重大な支障を与えるおそれのないもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○局部的な破壊で放置しても増破のおそれが少く、又重大な支障を与えるおそれのないもの。

第一二 机上査定

査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が一、〇〇〇万円未満の箇所、又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において、机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により、被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。なお、申請額が一、〇〇〇万円未満の箇所については、写真等で被災状況の把握が特に困難な場合を除き、積極的に机上査定の活用を図るものとする。

第一三 災害関連事業

災害関係事業とは災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ、構造物の強化等を図るため、これとあわせて施行する工事であつて、その効果が大きいものであるものとし、その細部については、次によるものとする。

1 工事費の制限

災害関連事業として採択するものは原則として一件あたりの工事費は都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。）に係るものにあつては八〇〇万円以上、市（指定都市を除く。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。）に係るものにあつては六〇〇万円以上とし災害復旧工事費に対し一〇〇パーセントを越えない範囲内の金額とするものとする。

2 工事費の調査

工事費は、災害復旧工事ごとに次の3の採択基準に基づいて調査するものとする。

3 採択基準

災害関連事業とは、原則として他の改良計画のないもので、次に掲げるものとする。（査定要領取扱第三の2）

- (1) 越波又は越水により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未災箇所に胸壁工、水たたき工、被覆工、又は消波工を新設して施行する工事
- (2) 崩壊した防波堤、護岸、岸壁等に接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強して施行する工事（査定要領取扱第三の1の(1)）
- (3) 防波堤、突堤等により被覆されている港湾施設又は海岸施設が越波又は越水により、被災したことが明らかな場合において越波又は越水を防ぎ、再度災害を防止するため、防波堤、突堤等に胸壁工等を新設して施行する工事（査定要領取扱第三の1の(2)）
- (4) 埋そくした航路、泊地等のしゅんせつ工事を施行するに伴い、その埋そく原因を除去する目的をもつて導流堤、防砂堤等のかさ上げを施行する工事又は必要最小限度の導流堤、防砂堤等を新設して施行する工事
- (5) 被災箇所をこれに接続する未災箇所を含めて当該被災箇所に接近した堤防の高さ又は断面にあわせてかさ上げ若しくは拡大して施行する場合のかさ上げ部分もしくは拡大部分の工事又は胸壁を

新設して施行する工事

- (6) 被災箇所の再度災害を防止するため土砂のたい積を図るとともに波力を減殺し又は根固めの強化を図るために突堤、離岸堤又は防砂堤等を新設して施行する工事（査定要領取扱第三の1の(3)）
- (7) 被災の程度が激しんであつて、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において一定の計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事
- (8) 周囲の状況により被災施設の再度災害を防止するため未災箇所を含めて法線を変更して施行する工事
- (9) 浮棧橋の再度災害防止のためにする可動橋の引揚装置の新設工事
- (10) 被災した木造施設の被災部分を永久構造物として災害復旧工事で施行するに伴い、残存部分を放置することが復旧効果保持上著しく不適當であると認められる場合において、この永久構造物に準じて必要最小限度に改築して施行する工事

附記（令和四年三月二十五日国港海第三〇四号）

当該査定要領の改正は、令和四年四月一日から適用する。